

①国名	United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)				
②名称	Mexican Institute of Industrial Property				
③所在地	Periferico Sur No. 3106, Colonia Jardines del Pedregal Delegacion Alvaro Obregon, C.P. 01900, Mexico City				
④連絡先	(電話) (52) 55 56 24 04 01 /04 (FAX) (52) 55 56 24 04 06 (E-mail) buzon@impi.gob.mx (internet) https://www.gob.mx/impi/				
⑤組織の長	Director General Mr. Alfredo Rendón				
⑥沿革	<p>(1) 1832年に商標及び著作権について規定した最初の法律「産業投資家又は改善者の権利に関する法律」が制定された。</p> <p>(2) 1890年6月7日に「特許法」が制定された。この法律は、フランス法の影響が大きかった。</p> <p>(3) 1896年3月に「特許法」の改正が行われた。</p> <p>(4) 1903年8月25日に、「工業所有権に関するパリ条約」(1883年の原版)の影響を受けて「工業的、商業的標章に関する法律」が制定された。</p> <p>(5) 1928年7月27日に、工業所有権の近代的概念を取入れた「発明特許法」並びに「商標、標語及び商号法」が制定された。</p> <p>(6) 1942年12月31日に、「工業所有権法」が制定された。この法律は、制定から廃止されるまで、30余年にわたり適用された。</p> <p>(7) 1976年2月11日に、「発明と商標に関する法律」が施行された。</p> <p>(8) 1991年6月27日に、現行法である「工業所有権の振興と保護に関する法律」が公布された。この法律は、1994年6月14日可決の政令により大幅改訂され、法律名も「工業所有権法」に改められた。</p> <p>(9) 1994年10月1日、従前の商業・工業開発省の特許商標局から貿易・産業促進省所属機関としてメキシコ工業所有権機関(IMPI)が発足した。</p> <p>(10) 1998年に知的所有権の法的改革が、種々の条約と調和した法的枠組みにおいて実施された。</p> <p>(11) 2010年6月28日に1991年知財法をベースとする知財法の改正が行われ、2010年6月29日から施行された。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、工業意匠及びひな型、商標、原産地名称、集積回路の回路配置の保護、営業秘密				
⑩加盟条約	WIPO 1975/6/14	ベルヌ 1967/6/11	ブリュッセル 1979/8/25	フィルム登録 1991/2/27	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック) 1985/5/16	パリ 1903/9/7	PLT	レコード保護 1973/12/21	ローマ 1964/5/18
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権) 2002/3/6	WPPT(演奏及びレコード) 2002/5/20
	ブタペスト 2001/3/21	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト ジュネーブアクト			リスボン 1966/9/25
	マドリッド(標章)	マドプロ 2013/2/16	PCT 1995/1/1	ロカルノ 2001/1/26	ニース 2001/3/21
	ストラスブール 2001/10/26	ウィーン 2001/1/26	WTO 1995/1/1		

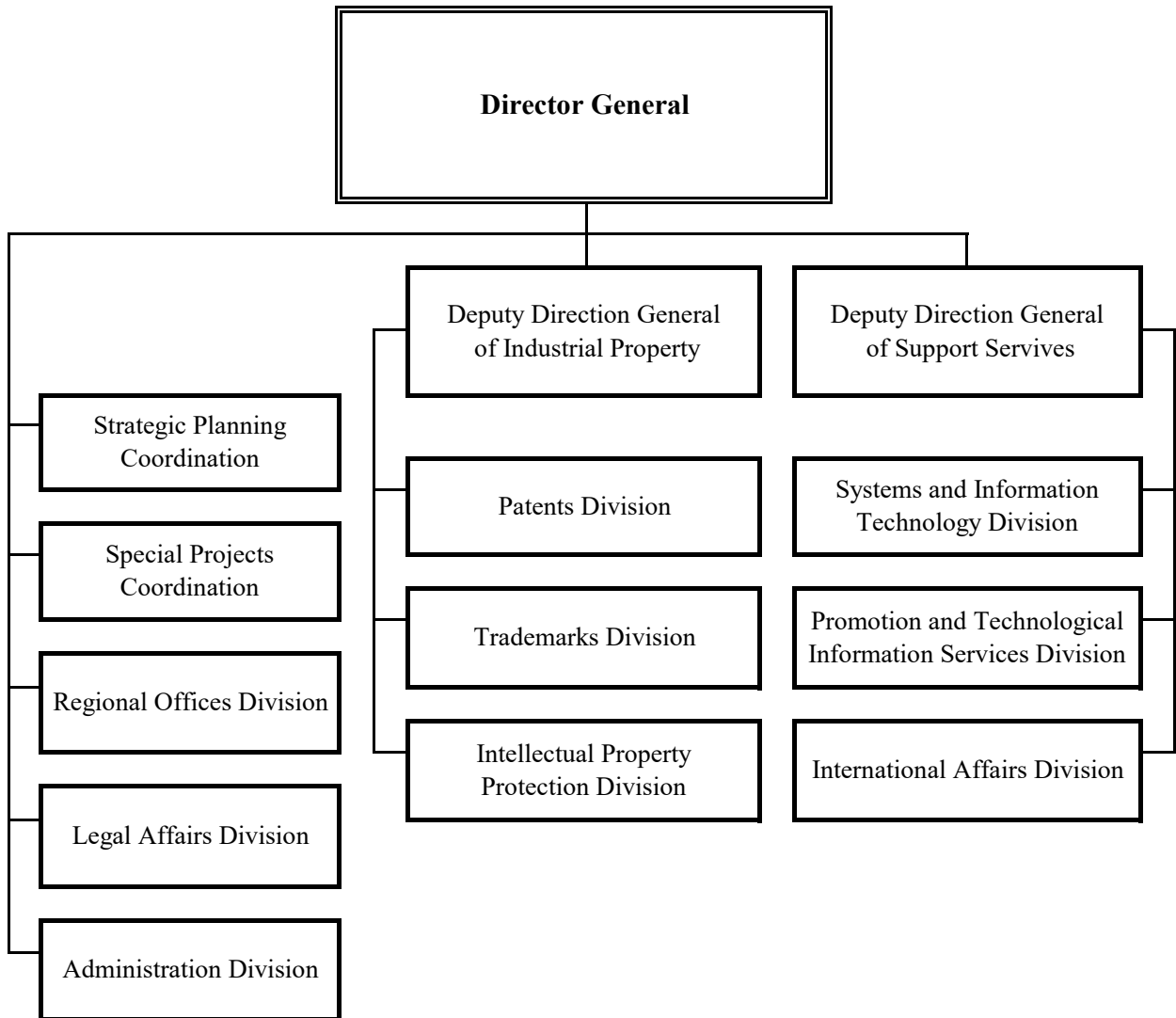
①国名	United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)						
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年	
	特許	全数	17,184	16,424	15,941	14,312	
		(内 外国出願)	15,850	14,869	14,636	13,180	
		(内 日本から)	1,274	1,191	1,156	919	
		(内 PCTルート)	12,664	12,637	12,516	11,515	
	実用新案	全数	619	821	699	708	
		(内 外国出願)	78	133	96	69	
	意匠	全数	4,233	3,949	3,726	3,499	
		(内 外国出願)	2,598	2,322	2,378	2,449	
		(内 日本から)	259	172	208	201	
	商標	全数	139,053	141,580	145,940	148,094	
		(内 外国出願)	30,463	32,227	32,970	29,769	
		(内 日本から)	905	861	907	878	
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年	
	特許	全数	8,510	8,921	8,702	7,726	
		(内 外国出願)	8,103	8,464	8,264	7,329	
		(内 日本から)	570	615	751	659	
		(内 PCTルート)	7,290	7,545	7,442	6,700	
	実用新案	全数	164	199	259	177	
		(内 外国出願)	30	55	44	50	
	意匠	全数	3,042	2,797	2,865	2,426	
		(内 外国出願)	2,181	2,010	2,166	1,835	
		(内 日本から)	189	228	207	139	
	商標	全数	117,021	111,710	93,548	126,763	
		(内 外国出願)	30,820	30,502	27,728	32,834	
		(内 日本から)	960	949	881	1,012	
	(出典): WIPO IP Statistics						

①国名

United Mexican States (MX)
(メキシコ合衆国)

⑫ 組 織

<組織図> メキシコ特許庁(INPI)は、Secretariat of Economics (経済省)の下部組織である。



①国名	United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2020年7月1日施行（2010年産業財産改正法の改正）
	③地理的効力の範囲	メキシコ国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者又は発明者の権原継承者 (産業財産法第92条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。提出物には当事者又は代理人の署名と手数料納付証明が必要。代理人を選任する場合には、証人2名と出願人とが署名した簡略委任状が必要。 (産業財産法第27条)
	⑦出願言語	スペイン語(他の言語で作成された書面を提出する場合には、スペイン語の翻訳文を添付しなければならない) (産業財産法第13条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (産業財産法第53条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (産業財産法第45条、51条)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。 (産業財産法第52条) 発明者、その承継人又は情報を入手した第三者による直接的又は間接的な開示の日から12月。ただし、国内外の産業財産庁による公表は含まれない。
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。 (1) 発見、理論的又は科学的原理 (2) 数学的方法 (3) 文学、芸術作品又はその他の美的創造物 (4) 知的活動の実行、ゲーム、経済活動又は事業を行うための枠組み、計画、規則及び方法 (5) コンピュータプログラム (6) 情報提供の方法 (7) 自然界に見出される生物学的及び遺伝学的材料 (8) 公知の発明の並置、公知の物の混合物、又はそれらの用途、形態、寸法又は材料の変更。ただし、当業者にとって自明でない工業上の効果又は用途を生み出すほどに、個別に機能できないように結合又は融合され、又はそれらの特定な性質又は機能が変更された場合を除く。 (9) 植物又は動物を生産し、繁殖させ、又は遺伝させるための生物学的的方法 (10) 自然界に存在する生物学的及び遺伝学的物質 (11) 動植物の品種 (12) 人体及び人体を構成する要素 (13) 商業的実施が公序に反し又は何らかの法規定に抵触する発明 (14) 微生物の場合を除く、植物品種及び動物品種 (15) 植物又は動物を得るための本質的に生物学的な手順及びそれらの手順の結果としてされる産物 (16) ヒト又は動物の身体の外科学処置又は治療処置の方法及びそれらに適用される診断 (17) 構成及び発達に相違する段階における人体、並びに全体的又は部分的な遺伝子を含む、その要素の単純な発見 (産業財産法第47条、第49条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (産業財産法第110条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	優先審査制度：無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後に公報により公告(公開)される。また、出願人が請求すれば、より早期に公開される。 (産業財産法第107条)
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度ではないが、官報への公開日から2月以内に、当該出願に関する情報を産業財産庁(INPI)に提供することができる。 (産業財産法第52条の2)

①国名	United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)															
⑰無効審判制度の有無	有。何人も、公開日以降何時でも特許の無効を、産業財産庁(INPI)に請求することができる。 (産業財産法第154条)															
⑱実施義務	有。登録日から3年又は出願日から4年の何れか遅い方が経過した後において不実施の場合は、何人も強制実施権の設定を申請することができる。 (産業財産法第146条)															
⑲費用 単位 MXN (メキシコペソ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="325 398 1465 488"> <tr> <td>出願料</td> <td>784 MXP(審査請求料を含む)</td> </tr> <tr> <td>優先権主張料</td> <td>85 MXP(優先権主張毎に)</td> </tr> </table> <p>[特許権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="325 521 1465 689"> <tr> <td colspan="2">年金</td> </tr> <tr> <td>1年－5年次</td> <td>927 MXP(各年につき。変動値につき概算値)</td> </tr> <tr> <td>6年－9年次</td> <td>1,720 MXP(各年につき。変動値につき概算値)</td> </tr> <tr> <td>10年－11年次</td> <td>2,585 MXP(各年につき。変動値につき概算値)</td> </tr> <tr> <td>11年－20年次</td> <td>1,720 MXP(各年につき。変動値につき概算値)</td> </tr> </table>		出願料	784 MXP(審査請求料を含む)	優先権主張料	85 MXP(優先権主張毎に)	年金		1年－5年次	927 MXP(各年につき。変動値につき概算値)	6年－9年次	1,720 MXP(各年につき。変動値につき概算値)	10年－11年次	2,585 MXP(各年につき。変動値につき概算値)	11年－20年次	1,720 MXP(各年につき。変動値につき概算値)
出願料	784 MXP(審査請求料を含む)															
優先権主張料	85 MXP(優先権主張毎に)															
年金																
1年－5年次	927 MXP(各年につき。変動値につき概算値)															
6年－9年次	1,720 MXP(各年につき。変動値につき概算値)															
10年－11年次	2,585 MXP(各年につき。変動値につき概算値)															
11年－20年次	1,720 MXP(各年につき。変動値につき概算値)															
⑳料金減免措置の有無	有。出願人が、発明者(自然人)、中小企業、公的教育機関及び研究所、並びに公的技術開発機関である場合には、支払い金額が約50%が減額される。															
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	有。自然人、国民又はメキシコの在外者は、送付手数料、国際出願手数料及び調査手数料が75%減額される。															

①国名	United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2020年7月1日施行 (2010年産業財産改正法の改正)
	③地理的効力の範囲	メキシコ国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者又は考案者の権原継承者 (産業財産法第38条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。提出物には当事者又は代理人の署名と手数料納付証明が必要。代理人を選任する場合には、証人2名と出願人とが署名した簡略委任状が必要。 (産業財産法第14条、第27条)
	⑦出願言語	スペイン語(他の言語で作成された書面を提出する場合には、スペイン語の翻訳文を添付しなければならない) (産業財産法第13条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から15年 (産業財産法第61条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (産業財産法第45条(2)、第58条)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。(産業財産法第52条、第60条) 発明者、その承継人又は情報を入手した第三者による直接的又は間接的な開示の日から12月。ただし、国内外の産業財産庁による公表は含まれない。
	⑪不登録対象	(1) 実用新案の定義(物体、物品、装置及び道具の配列、形態、構造又は形状に関するもの)に合致しない考案 (2) 特許と同様の発明と認められないもの (3) 特許と同様の特許性を有さないもの (4) 内容が公序良俗に反する場合 (産業財産法第12条、第47条、第49条、第58条～第61条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (産業財産法第51条、第60条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。方式に関する審査が承認された後、できる限り速やかに公開される。早期公開は請求できない (産業財産法第61条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、公開日以降何時でも無効を請求することができる。 (産業財産法第155条)
	⑱実施義務	無。
	⑲費用 単位 MXN (メキシコ・ペソ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 196 MXP(審査料を含む) 優先権主張料 85 MXP(優先権主張毎に) [実用新案権の維持に掛かる費用] 年金 1年-10年次 484 MXP(各年につき。変動値につき概算値)
	⑳料金減免措置の有無	有。考案者が出願人である場合、支払い金額の約50%が割引かれる。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2020年7月1日施行(2010年産業財産改正法の改正)
	③地理的効力の範囲	メキシコ国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又は創作者の権原継承者 (産業財産法第36条、第37条、第38条、第39条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。提出物には当事者又は代理人の署名と手数料納付証明が必要。 代理人を選任する場合には、証人2名と出願人とが署名した簡略委任状が必要。 (産業財産法第14条、第27条)
	⑦出願言語	スペイン語(他の言語作成された書面を提出する場合には、スペイン語の翻訳文を添付しなければならない) (産業財産法第13条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年間存続、適用可能な手数料の納付を条件として 最長計25年間まで、前記と同じ期間を続けて更新できる(産業財産法第78条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (産業財産法第12条(I)、(II))
	⑩グレースピリオド*	有。次の事項が規定されている。 (産業財産法第52条、第76条) 発明者、その承継人又は情報を入手した第三者による直接的又は間接的な開示の日から12月。ただし、国内外の産業財産庁による公表は含まれない。
	⑪不登録対象	(1) 意匠の定義に該当しない産業図面及び産業ひな型 (2) 新規性及び産業上の利用可能性を欠く意匠 (3) 意匠の技術的考慮又は技術的作用が創作者の裁量的寄与を具現していない場合 (4) 公序良俗に反する内容 (産業財産法第12条、第65条、第66条、第68条)
	⑫実体審査の有無	有。 (産業財産法第51条、第76条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。 早期公開は請求できない (産業財産法第77条)
	⑮部分意匠制度の有無	有。物品の一部に含まれる意匠は登録可能。 (産業財産法第68条)
	⑯関連意匠制度の有無	有。同一名称で識別でき、新規な特徴が同一で、一般的に同一の印章を生じる場合 複数の意匠を相互に関連する単一の意匠概念として取り扱(産業財産法第72条)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。物品の複数の組み立て又は接続若しくは (産業財産法第68条) モジュールシステム内での物品の接続を可能にすることを目的とした形式の意匠
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(メキシコは、ロカルノ協定に加盟国)
	⑲出願公開制度の有無	有。方式に関する審査が承認された後、できる限り速やかに公開される。 (産業財産法第77条)
	⑳秘密意匠制度の有無有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も、公開日以降何時でも無効を請求することができる。 (産業財産法第156条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)		
	②④費用 単位 MXN (メキシコ・ペソ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
		出願料 196 MXP(審査料を含む)	
		優先権主張料 85 MXP(優先権主張毎に)	
		審査請求料	
		登録料	
		[意匠権の維持に掛かる費用]	
	②⑤料金減免措置 の有無	有。創作者が出願人である場合、支払い金額の約50%が割引かれる。	

①国名	United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2020年7月1日施行 (2010年産業財産改正法の改正)
	③地理的効力の範囲	メキシコ国内
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	名称、文字、図形要素、色彩の組合せ、ホログラム、立体の形状、商号、会社名称、個人の固有名称、音、匂い (産業財産法第89条)
	⑥商標の種類	商品、サービスマーク、団体商標、証明商標、周知・著名商標、広告スローガン、商号 (産業財産法第88条、第96条、第98条、第98条の3、第99条、第105条)
	⑦出願人資格	商品／サービスを識別するために商標を使用若しくは商標の使用を希望する者(自然人)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (産業財産法第173条(20))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。提出物には当事者又は代理人の署名と手数料納付証明が必要。 代理人を選任する場合には、証人2名と出願人とが署名した簡略委任状が必要。 (産業財産法第14条、第27条)
	⑪出願言語	スペイン語(他の言語で作成された書面を提出する場合には、スペイン語の翻訳文を添付しなければならない) (産業財産法第13条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (産業財産法第95条)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	<p>(1)商標の保護が求められる商品／サービスの技術的又は普通に用いられる名称、及び日常語や商慣行によって通常の又は一般的な要素となっている何らかの言葉、名称、句、又は図形要素</p> <p>(2)公知公用であるか、又は普通に使用されるようになっている立体形状、識別性を欠如する立体形状、及び商品／サービスの通常の、日常的な形状、又は商品若しくはサービスの性質又は機能によって定められる形状</p> <p>(3)公知公用であるホログラム及び識別性を欠如しているホログラム</p> <p>(4)標識であって、その特徴を全体として考慮すると、当該標識が区別することを意図する商品／サービスを説明しているもの</p> <p>(5)孤立した文字、数字又は色彩。</p> <p>(6)登録を受けることができない言葉の翻訳、恣意的に変更された綴り又は人工的な構成、同様に登録を受けることができない標識の字記</p> <p>(7)許可なしで複製又は模倣している標識：国家、州、地方自治体又は同等の行政区分の紋章、旗章若しくは記章、更には政府若しくは非政府機関の国際文書の、国際機関の、又は他の公的に承認された機関の、完全名称若しくは略称、記号、記章又はその他の標識並びにそれらの呼称</p> <p>(8)所轄官庁の許可なしで、メキシコ国によって採用される監督用若しくは証明用の公の記号若しくは印章、又は硬貨、銀行券、記念硬貨、又はメキシコ国内外の支払いの何らかの公的手段を複製若しくは模倣している標識</p> <p>(9)公的に承認された展示会、物産展、集会、文化行事又はスポーツ行事において授与される勲章、メダル又はその他の賞の名称、記号又は図式表示を複製又は模倣する標識</p> <p>(10)固有又は普通の地域及び地図、並びに住民の名称、地名、名詞又は形容詞であって、商品／サービスの出所を表示し、かつ、そのような出所に関する混同若しくは誤認を生じさせる可能性があるもの。</p> <p>(11)原産地名称、地理的表示及び商品の製造若しくは生産又はサービスの提供によって特徴づけられる場所の名称又は記号並びに「種類」、「様式」、「において生産される」等の表現及び消費者に対して混同を来し、又は不正競争を暗示する可能性のある同様な表現を伴うもの</p> <p>(12)特異性があり、混同の虞がなく、かつ、商品の生産又はサービスの提供について知られている、所有者の同意が得られていない私有地の名称</p> <p>(13)使用時に、提携関係の誤認の虞を来し、又は一般消費者への連携、誤解、混同、欺罔を引き起こす可能性のある、名声、認知、又は著名性を獲得した人々の名称、苗字、ニックネーム又は筆名。ただし、それらが、前記した者によって、又はその者</p>

①国名	United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)	
		<p>若しくは対応する権利を有する者の明示の同意を得て使用されていない場合。</p> <p>(14)文学作品又は芸術作品の権利者の明示的な許可なく、その名称と同一若しくは類似した名称又は用語、加えて、前記した作品の諸要素の複製又は模倣、両方の場合において、前記した作品と関連性又は提携関係が存在するという正当化されていない信用に基因して、公衆を欺罔するか又は誤解させる可能性のある該当性又は認知をそれらの名称又は用語が有するとき。</p> <p>(15)公衆を欺く又は誤解させる虞のある標識。</p> <p>(16)INPIがメキシコ国内において周知商標であるか又は宣言した標章と同一又は類似する標識であって、登録請求される商標が以下に当てはまりえる場合。</p> <p>(a) 周知商標の所有者との混同又は連携関係の誤認の虞を来すこと、(b) 周知商標の所有者によって許可されていない使用を構成すること、(c) 周知商標の名声の喪失を来すこと、又は(d) 周知商標の顕著性を希釈化すること</p> <p>(17) INPIが著名と考える、又は著名と宣言した標章と同一又は類似している標識。</p> <p>(18)登録処理が進行している間において、先に提出された標章又は同一若しくは類似の商品／サービスに適用されている登録された現行の商標と同一又は類似する標識。</p> <p>(19) 主たる事業が、商標が保護することを意図している商品の製造若しくは販売又はサービスの提供である会社又は工業、商業又はサービス施設に適用されている商号と同一又は類似する標識であって、当該商号が、当該商標の登録出願の提出日又はその宣言された使用の日付前に使用されていたことを条件とするもの。</p> <p>(20)先に提出された係属中の商標若しくは登録され、かつ現存する商標と同一若しくは類似する自然人の固有名称、又は同一若しくは類似の商品若しくはサービスに適用されている公示された商号</p> <p>(21)区別されるべき商品／サービスに関して、消費者間に混同を来す可能性がある、保護植物品種及び動物品種について言及する名称又は要素を複製又は模倣する標識</p> <p>(22)不正に出願された標識。 (産業財産法第173条、第174条)</p>
⑮防護標章制度の有無		無。
⑯周知商標制度の有無		<p>有。周知商標には、次の要件が求められる。</p> <p>(1) 商標を使用する個人又は法人がメキシコ国内又はその他の国で展開する事業活動の結果として、又はその宣伝若しくは広告の結果として、メキシコの消費者又は商業部門の特定の一部において知られていること</p> <p>(2) 商標が消費者の大部分に知られており、INPIによる認定又は宣言が得られていること (産業財産法第190条、第191条)</p>

①国名	United Mexican States (MX) (メキシコ合衆国)	
⑰一出願多区分制度の有無	無。	
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。公開後1月を経過すると審査され得る。	(産業財産法第225条)
⑲審査請求制度の有無	無。	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
㉑出願公開制度の有無	有。出願が受理されると、INPIは、受理後10就業日以内に、当該受理について官報に	公告(公開)する。 (産業財産法第119条)
㉒異議申立制度の有無	有。出願受理から10日後に公開され、公開から1月以内(延長不可)に、	異議申立を行うことができる。 (産業財産法第221条)
㉓無効審判制度の有無	有。過誤登録等の無効理由は登録から5年以内に審判請求しなければならない。	(産業財産法第258条)
㉔不使用取消制度の有無	有。3年。登録後、継続して3年を超える不使用は、不使用取消の対象となる。	(産業財産法第260条)
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(メキシコはニース協定加盟国)	
㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(メキシコはウィーン協定加盟国)	
㉗譲渡要件	無。商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。	(産業財産法第136条)
㉘費用 単位 MXN (メキシコ・ペソ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料	242 MXP(1分類につき。審査料を含む)
	[意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料	284 MXP(1分類につき)
㉙料金減免措置の有無	有。出願人が個人である場合、支払い金額の約50%が割引かれる。	